

運転免許（大型・中型・準中型）取得支援助成金交付要綱

一般社団法人 宮崎県トラック協会
制定 平成29年3月30日

（目的）

第1条 この要綱は、深刻化するトラック運送業界のドライバー不足に対応するため、一般社団法人宮崎県トラック協会（以下「宮ト協」という。）の会員事業者が従業員に大型自動車免許・中型自動車免許・準中型自動車免許を取得させた際の教習料の一部を宮ト協が助成し、トラックドライバーの確保を促進することを目的とする。

（助成対象）

第2条 助成の対象は、宮ト協の会員事業者が別紙に定める要件を満たす従業員に大型免許、中型免許、準中型免許を取得させた場合に限り、会社が支払った費用（消費税を除く）の一部について助成を行うものとする。ただし、国、全ト協の助成を受けた会員は除き、会費の滞納がない会員事業者であること。

（助成金の対象範囲）

第3条 前条の助成金については、大型免許、中型免許（限定解除を含む）、準中型免許（5トン限定解除のみ）のいずれかの免許を取得した際に要した費用（教習所へ支払った教習料のみとし、検定料は含まない）の一部を助成する。

2 準中型免許の助成金対象者は平成元年6月2日以降に生まれ、平成28年9月30日以前に会員事業場に採用され、準中型免許（5トン限定）の限定解除を行った者に限る。

（助成金の額）

第4条 助成額は免許取得に係る費用（消費税を除く）の3分の1までとし、上限を下記のとおりとする。

- | | |
|---------------------|--------------|
| 1. 大型免許取得 | 1名あたり50,000円 |
| 2. 中型免許（限定解除を含む） | 1名あたり30,000円 |
| 3. 準中型免許（5トン限定解除のみ） | 1名あたり15,000円 |

（助成人数）

第4条 同一事業者に対する助成回数は年間1回のみとする。

（交付申請）

第5条 会員事業所は、従業員の免許証取得後、様式1の「運転免許（大型・中型）取得支援助成金交付申請書」（以下、「助成金交付申請書」という。）に必要事項を記入し、平成30年3月9日までに宮ト協へ提出しなければならない。

ただし、予算作に達した場合は、受け付けを終了するものとする。

2 前項の助成金交付請求書に必要な添付書類は別途定める。

（助成金の交付）

第6条 宮ト協は、前条の助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容

を審査し、適切と認めるときは会員事業者へ助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は宮ト協が別に定める。

附則

本要綱は平成29年4月1日から適用する。

運転免許（大型・中型・準中型）取得支援助成金交付申請書

(一社) 宮崎県トラック協会会長 殿		申請年月日 平成 年 月 日	
事業者名			
会社所在地		〒	
電話・FAX番号		TEL	FAX
申請責任者		役職名	氏名 印
免許取得者	ふりがな氏名		
	生年月日	平成 年 月 日	生 年齢 () 歳
	採用年月日	平成 年 月 日	
免許取得年月日		平成 年 月 日	
免許取得から半年後		平成 年 月 日	
指定教習所等名称			
免許取得費用		円	
助成金申請額		円	
振込先	金融機関名	銀行 支店	
	ふりがな口座名義		
	口座番号	普通・当座	
添付書類	1. 指定自動車教習所等に支払った費用の領収書の写し 2. 健康保険証の写し 3. 運転免許証の写し 4. 免許取得後6ヶ月在籍していることを確認するもの (運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳長の写し等)		
	※ 1～3は申請時に必ず添付すること。 ※ 4は申請時において免許取得後6ヶ月経過していない場合は添付しなくてよいが、6ヶ月経過後に必ず提出すること。		

免許（大型・中型・準中型）取得支援助成における助成金交付要件（第2条関係）

助成金の交付対象については下記の全ての要件を満たした者とする。

- ① （一社）宮崎県トラック協会の会員事業者であり、会費の滞納がないこと。
- ② 当該事業者が当該運転者を採用していること。
- ③ 当該運転者は普通免許若しくは中型免許を保有していること。
- ④ 当該運転者が平成28年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して大型免許、中型免許・準中型免許を取得し、その費用の全額を当該事業者が負担していること。
- ⑤ 当該運転者が免許取得後6ヶ月以上当該事業者にて在籍し、運転者として従事していること。

以上

H29. 3.